

防犯協力の家について

家庭、地域、学校及び行政が一体となって、子供たちが事件に巻き込まれるのを防ぐため、流山市では「防犯協力の家」事業を行っています。この事業は、流山市 PTA 連絡協議会が主体となり、市内の一般家庭や店舗及び事務所、約 3, 2 6 0 ヶ所（平成 2 9 年度現在）に御協力をいただいております。



「防犯協力の家」事業に御協力をいただいている家庭や店舗及び事務所には、右の写真のようにプレート（縦約 35 cm、横約 8.5 cm）が掲げてあります。子供たちが、声かけ、つきまとい、露出などの不審者による事件に巻き込まれそうになった時に、このプレートを目印に助けを求めて駆け込んできます。その時、一時的に子供を保護していただくことで、子供の安全確保が図られます。また、状況に応じて 1 1 0 番や 1 1 9 番への通報や、学校への連絡をお願いします。

「防犯協力の家」の御協力につきましては、市内各小中学校の PTA から、年度末や小学校 1 年生入学時に案内をさせていただきます。なお、「防犯協力の家」事業のお問い合わせは、地域学区の小中学校 PTA に直接お願いします。

本事業の活動中、身体に障害を負ったり（死亡を含む）、住居や店舗及び事務所又は所有物を破損されたりした場合、災害補償保険から見舞金が支払われます。

